

坂城町犯罪被害者等日常生活支援助成金について

町では、犯罪被害に関する相談、各相談窓口の案内などの支援を行っています。

また、犯罪被害により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負った犯罪被害者の方及びその家族が、日常生活を営む上で必要な民間又は公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成し、被害からの早期回復や軽減を図ります。

対象となる方

サービス利用時及び助成金申請時において町民であり①～③のいずれかに該当する方

①犯罪被害者 ②遺族 ③家族

※遺族、家族とは配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)および2親等以内の親族

家事、育児、介護支援

①家事援助

調理、衣類の洗濯、
住居の清掃、生活
必需品の買物など



②育児援助

保育園、幼稚園等
の送迎、保育など



③介護援助

介護が必要な人の
見守り、食事介助、
排せつ介助など



上限5,000円/時間
(上限72時間)

配食支援



上限1人1,000円/日
(利用の初日から起算して30日以内)

一時保育支援



上限2,800円/回
(上限10回)

転居支援



上限20万円/回
(上限2回)

カウンセリング等支援



上限5,000円/回
(上限10回)

報道対応支援



上限23万円

弁護士相談支援



上限5,000円/回
(上限3回)

犯罪被害者等が平穏な日常を取り戻すには、身近な方の支援が必要です。ご協力をお願いします。

お問い合わせ

坂城町役場 企画政策課 人権・男女共生係（坂城町隣保館内）

坂城町大字坂城 10140-2

電話：0268-82-6603

E-mail: jinkendouwa@town.sakaki.lg.jp